

高齢者等世帯に対するごみ出し支援事業の開始について

<事業化の背景>

本市において、市民が不燃ごみや資源物を出す際は、専用のコンテナを利用することとなっていますが、「不燃ごみ及び資源物の専用コンテナが重く、集積所に運べない」という高齢者等の声が多く寄せられており、片手で持てるような専用の袋を製造するなど、ごみの排出に支障をきたしている高齢者や障害者の負担を軽減できる対策を検討してきました。

そこで、平成27年11月から、ごみ出しが困難である市民への支援のため、コンテナを利用する方法に代わるごみ出し方法である「不燃ごみ収集袋」及び「資源物収集袋」によるごみ出しの実証試験事業を行ったところ、100世帯を超える申請があり、「今まで出せなかったごみを出せるようになり、助かっている」といった意見が多く寄せられたことから、一定の支援効果があると判断し、同事業を平成30年9月から正式に事業化するものです。

<事業の概要> ※事業のイメージは裏面参照

項目	内容
対象世帯	(1) 世帯の構成員の全てが65歳以上である世帯 (2) 世帯の構成員の全てが身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている世帯 (3) その他市長が必要と認める世帯
申請方法	環境保全課または各支所地域課窓口にて、直接申請を行う。 なお、代理者による申請も可とする。
処理手数料	不燃ごみ収集袋(20ℓ) 40円/枚 資源物収集袋(20ℓ) 20円/枚 ※収集袋は本所環境保全課及び各支所地域課窓口にて取扱う。

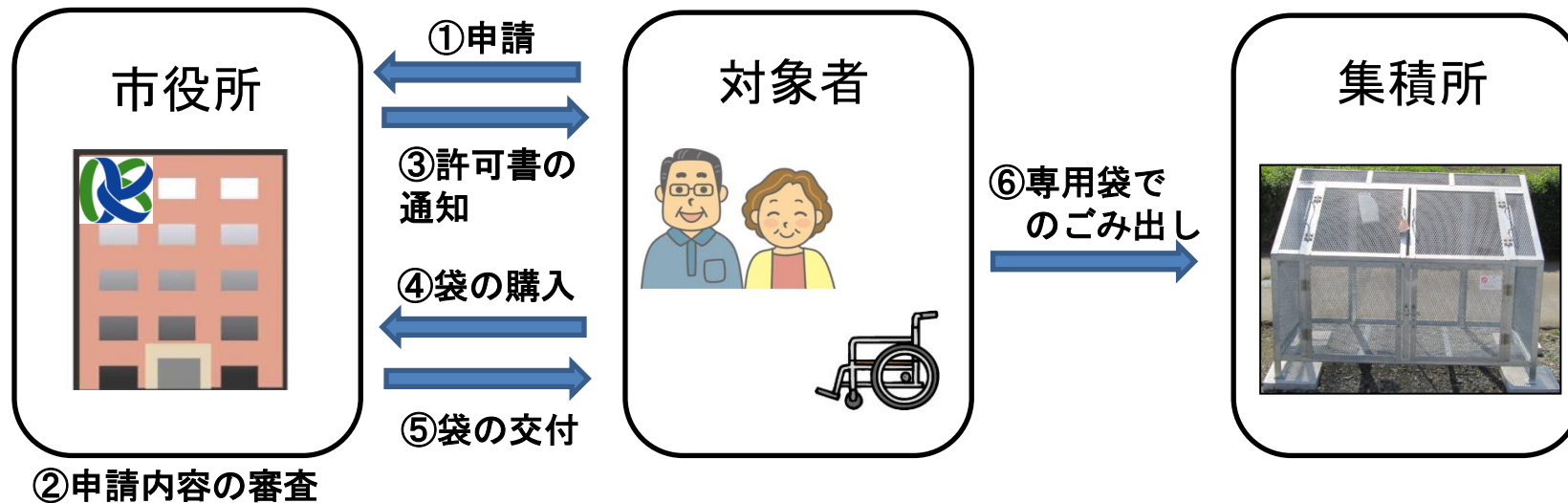
<今後のスケジュール>

6月議会に「笠間市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例」を上程いたします。

議決後、収集袋等の発注、住民への周知を行い、平成30年9月3日(月)から実施予定です。

なお、現在実証試験事業の申請を行っている世帯につきましては、本格実施に自動的に移行するものとします。

<事業のイメージ>



<専用袋のイメージ>



- ・材質 低密度ポリエチレン
- ・厚さ 0.03 mm以上
- ・袋の色 無色半透明
- ・文字色 不燃ごみ：赤色
資源物：黒色
- ・容量 20リットル相当